

京都市地域コミュニティ活性化推進条例の制定について

1 条例制定の趣旨（条例前文）

ここ京都では、長い歴史の中で培われた住民自治の伝統や支え合いの精神に基づき、自治会、町内会その他の地域住民の組織する団体が中心となり、地域コミュニティが形成され、これらの団体の活動が京都の発展に大きく寄与してきた。

しかしながら、近年、居住形態や生活様式の変化に伴い、自治会、町内会その他の地域住民の組織する団体に加入する住民の割合が低下し、及び地域活動に参加する地域住民が減少したことにより、地域住民相互のつながりが希薄になり、子育てや高齢者の生活の支援、災害時の被害の軽減その他の地域社会において生活するうえで重要な課題を解決するために必要な地域コミュニティの活力が低下することが危惧されている。

このような状況において、東日本大震災が発生し、地域コミュニティの重要性への認識がより深まる中、良好な地域コミュニティを維持し、及び形成していくためには、地域住民相互の交流を促進することにより地域住民が支え合う地域のつながりを強化するとともに、地域住民相互の協力と支え合いの精神に基づく自主的かつ活発な地域活動が行われる必要がある。

ここに、本市は、地域自治を担う住民組織、事業者等との連携の下に、地域住民が行う地域活動を支援し、地域コミュニティの活性化を推進することにより、将来にわたって、地域住民が支え合い、安心して快適に暮らすことができる地域コミュニティを実現することを決意し、この条例を制定する。

2 条例の概要

(1) 基本理念

（基本理念）

第3条 地域コミュニティの活性化の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 地域住民相互の交流を促進することにより地域住民が支え合う地域のつながりを強化するとともに、地域住民相互の協力と支え合いの精神に基づく自主的かつ活発な地域活動が行われるようにすること。
- (2) 地域自治を担う住民組織、事業者及び地域活動に関わる市民活動団体（ボランティア活動その他の公益的な活動を行うことを目的として市民が組織する団体をいう。）、大学、研究機関その他の団体並びに本市が相互に連携して取り組むこと。
- (3) 地域自治を担う住民組織が、地域住民の多様な価値観及び自主性を尊重しつつ、地域コミュニティの中心となって地域活動に取り組むことが大きな役割を担うことを旨とすること。

(2) 主な役割・責務等

（本市等の責務）

第4条 本市は、基本理念にのっとり、地域コミュニティの活性化の推進に関する施策

を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 本市は、地域コミュニティの活性化の推進に共に取り組む組織として、地域自治を担う住民組織を尊重しなければならない。

3 本市は、地域住民が地域自治を担う住民組織に主体的に参加し、及び地域自治を担う住民組織を結成することを促進するために必要な支援を行わなければならない。

4 本市の職員は、地域コミュニティの重要性を理解し、地域コミュニティの活性化の推進を図る視点に立ち、その職務を遂行しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、地域コミュニティの重要性を理解し、その事業所が所在する地域において行われる地域活動に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、従業員がその居住する地域において地域活動に参加することに配慮するよう努めなければならない。

3 事業者は、地域コミュニティの活性化の推進に関する本市の施策に協力するよう努めなければならない。

(地域住民の役割)

第6条 地域住民は、地域コミュニティの重要性を理解し、地域活動に積極的に参加し、及び協力することにより、地域コミュニティの活性化の推進についての役割を果たすものとする。

2 地域住民は、地域自治を担う住民組織に多くの地域住民が主体的に参加する状況となることを目指し、地域住民相互の交流及び協働についての役割を果たすものとする。

- (3) 特定共同住宅の新築工事等をする事業者の連絡調整担当者の届出について義務化
別添「広報資料」参照

3 条例制定の経過

- 平成20年11月 「京都市地域コミュニティ活性化に関する懇話会」設置
地域コミュニティの現状と課題、活性化に向けた地域組織・行政組織のあり方、条例の必要性などについて検討のうえ、提言をいただいた。
- 平成22年 8月 「京都市地域コミュニティ活性化検討委員会」設置
地域コミュニティの活性化に資する条例に盛り込むべき内容について検討のうえ、提言をいただいた。
- 平成23年 7月 条例骨子案に対する市民意見募集
・募集期間 平成23年7月7日～平成23年8月10日
・意見数 意見書総数206通、意見総数542件
- 平成23年 9月 「京都市地域コミュニティ活性化推進条例」を市会に提案
市民意見を反映し、地域コミュニティの活性化を総合的かつ計画的に推進することを目的とした条例案を市会に提案した。
- 平成23年11月 「京都市地域コミュニティ活性化推進条例」制定・公布
市会において条例案が可決され、公布した。
- 平成24年 4月 「京都市地域コミュニティ活性化推進条例」施行

4 京都市地域コミュニティ活性化推進計画の策定について

条例に基づき、地域コミュニティの活性化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画を策定した。

(1) 策定の経過

平成23年12月22日 第1回京都市地域コミュニティ活性化推進審議会（計画素案の考え方等について）

平成24年 1月26日 第2回審議会（計画素案について）

3月 7日 第3回審議会（計画素案のとりまとめ）

3月21日～4月20日

計画素案に対する市民意見募集

・募集期間 平成24年3月21日～平成24年4月20日

・意見数 意見書総数103通，意見総数242件

5月18日 計画策定

5月21日 広報発表，くらし環境委員会への報告

(2) 計画内容

第1章 人と人とのつながりの大切さを皆で共有するために

第2章 計画の目標

第3章 具体的な方針

第4章 計画の推進に当たって

第5章 計画の点検

お知らせ

平成24年6月29日
文化市民局
〔担当 地域自治推進室〕
☎222-3098

新築マンション等と地域の交流に向けた橋渡し ～共同住宅新築事業者の地域との連絡調整担当者届出・開示制度がスタート～

京都市では、本年4月に「京都市地域コミュニティ活性化推進条例」を施行し、将来にわたって地域住民が支え合い、安心して快適に過ごすことができる地域コミュニティの実現を目指して、地域コミュニティサポートセンターの設置など様々な取組を進めています。

なかでも、マンション等の共同住宅については、地域住民との交流が進みにくい現状があることから、条例では、共同住宅を新築する際に、建築主が工事、販売、管理等の各事業者の連絡調整担当者を市に届け出ることを義務付けるとともに、地域からの求めに応じてその情報を開示することとしています。

新築マンション等と地域の橋渡しの役割を担うこの制度が、7月1日からスタートしますのでお知らせします。

1 地域との連絡調整担当者の届出について

共同住宅入居者への自治会加入の呼び掛け、地域行事の案内など、入居者と地域住民の交流についての地域との窓口を設けるため、建築主が事業者ごとに連絡調整担当者を選任し、市に届け出ることを義務付けています。

(1) 届出義務の対象となる共同住宅

- ① 特定共同住宅（3階建以上かつ15戸以上の共同住宅）で、平成24年7月1日以降に中高層条例の定めによる標識を設置する住宅については、すべて届出対象
- ② ①以外の共同住宅で、平成24年7月1日以降に建築基準法の定めによる建築確認申請をする住宅については、地域から連絡調整担当者の情報提供の申出があり（下記2(1)～(3)参照）、市長が情報提供が必要と認定した住宅のみ届出対象

(2) 届出内容

建築主が、新築工事、販売、賃貸、管理の各事業者ごとに地域との連絡調整担当者を選任し、地域コミュニティ活性化推進条例施行規則に定める様式により市に届け出る

(3) 届出期日

- (1)①の場合は、建築確認申請の20日前まで
- (1)②の場合は、地域からの申出に基づく市からの通知を受けた日の翌日から15日以内

(4) 届出方法・届出先

持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかで、京都市文化市民局地域自治推進室（地域コミュニティサポートセンター）に提出

2 連絡調整担当者の届出情報の地域への開示等について

1により届け出られた連絡調整担当者の情報については、住民自治組織からの請求があれば開示し、共同住宅事業者と住民自治組織の連携による地域コミュニティ活性化を促進します。

(1) 情報提供の申出、開示請求を行うことができる者

地域コミュニティ活性化推進条例第2条第3号に定める「地域自治を担う住民組織」(学区自治連合会など)の代表者又はその委任を受けた者

(2) 特定共同住宅以外の住宅に係る情報提供の申出の期限

特定共同住宅以外の住宅の場合の、地域からの連絡調整担当者の情報提供の申出は、新築工事が完了した日から30日以内

(3) 情報提供の申出、開示請求の方法・提出先

申出者・請求者の住所・氏名・電話番号、対象共同住宅の名称・所在地、理由等を記載した書面(※)を、持参又は郵送により京都市文化市民局地域自治推進室(地域コミュニティサポートセンター)又は各区役所・支所地域力推進室(まちづくり推進担当)に提出
※標準様式を地域自治推進室ホームページに掲載

(4) 開示方法

建築主から提出された連絡調整担当者届の写しを提供

<届出先・開示請求先>

京都市文化市民局地域自治推進室

(担当：地域コミュニティサポートセンター)

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

電話番号 222-3098

FAX番号 222-3042

E-mail chiikizukuri@city.kyoto.jp

ホームページ http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-6-2-0-0_7.html

※ 地域からの情報提供の申出、開示請求は各区役所・支所地域力推進室(まちづくり推進担当)でも受付